

China steps towards international M&A

国際的な M&A に踏み出す中国

Nature Biotechnology Vol.23(159)/February 2005
Hepeng Jia(北京)、Sabine Louët(ヨーロッパからの追加レポート担当)

WTO への加盟を経て、中国は外国企業の国内参入への道を開くべく、法規制を変えてきた。今後バイオ業界での業務提携が増え、技術発展へとつながっていくかもしれない。

インビトロジェン社が中国の同業企業である上海博亜生物技術社(BioAsia)を買収した。これは生命科学分野での外国企業による大きな買収事例としては最初のものである。外国企業による中国での合併買収(M&A)に関して中国の法的枠組みが最近変化したことで、こういった動きが現実のものとなった。ただし、外国のバイオ企業はこれまで、主として製造や一部の研究活動を中国に委託することへの関心はもっていたものの、研究開発機能の買収に関してはまだ機が熟しているとはいえないのが現状だろう。

バイオ研究の装置や試薬を製造しているインビトロジェン社(米国カリフォルニア州カールズバッド)は、塩基配列解読用試薬を製造する上海博亜生物技術社を2004年12月に

800万ドル(約8.4億円)で買収し、これによって中国国内での販売拠点18カ所を獲得した。2004年12月以降、中国では医薬品とバイオ製品について、中国の代理店を通さずに海外企業からの直接販売が可能になった。これは、2001年に実現した中国のWTO加盟がもたらした変化である。上海に拠点を置くインビトロジェン社アジア太平洋地域総支配人のJeff Greenbergは、「外国(多国籍企業)への市場開放によってこのプロセスは全体的に透明性と柔軟性が増したのです」と説明している。Greenbergは今回の買収について、インビトロジェン社が中国市場に参入する上で、合併企業を設立したり、独自資本のみで企業を新設したりするよりも正しい判断だったと確信している。

法律事務所ポール・ヘイスティングス社の上海オフィスに所属する弁護士Tony Chenによれば、今回のインビトロジェン社の動きが可能となったのは、最近、外国企業が中国で投資を行いやすくなるような法改正が打ち出されたことにもよるといえる。2004年10月に中国政府が打ち出した新たな政策によって、外国からの投資は30日間という短期間で審査されることとなっている。1億ドル(約105億円)未満の投資の場合、かつては中央政府の承認が必要であったが、今後は地方当局の承認のみですむ。また審査されるのは、環境や国家安全保障上の問題がないかどうかのみとなる。

2005年初頭に改訂された『外商投資産業指導目録』のなかで、中国は外国からの投資を活性化すべき分

ヨーロッパのバイオ企業が進める研究開発業務提携

バイオ研究開発では中国企業との提携例はまだほとんど見られないが、特に臨床試験分野では中国の研究機能への関心が高まっている。パリを本拠地とする薬物探索企業ハイブリジェニクス社が2004年5月、上海薬物研究所との共同研究で同研究所が収集している漢方薬の植物エキスの選別を行うことに合意したのはその一例である。

また、昨年モロゲン社（ベルリン）は、再生医療の美宝国際グループ（北京）などと提携し、同グループが提供する免疫刺激技術および臨床試験ノウハウと、自社がもつ細胞を利用したワクチン技術とを組み合わせるがんワクチンを開発するための共同研究を行っていくことを発表した。モロゲン社が契約した提

携先には北京の斯泰康社や中山大学がんセンター（広州）から分かれたダブルバイオプロダクツ社もあり、各社からは主として臨床試験ノウハウが提供される。モロゲン社最高財務責任者（CFO）のMatthias Reichelは、斯泰康社のような提携先を選んだことについて、「臨床試験の経験以外にも、彼らは我々と補完し合うようなノウハウをもっているためです」と説明している。遺伝子治療を取り扱う深圳市賽百諾遺伝子技術社会長兼最高経営責任者（CEO）のZhaohui Pengは、「外国のバイオ企業は自社にない技術をもつ中国企業との提携事業に投資しはがってきています」と断言している。 **SL**

野としてバイオの研究、開発および製造を挙げている。これによってバイオ業界の企業は法人所得税軽減措置を受けることができ、税率は国内企業が納税する33%に対して平均でおよそ半分となる。このほか、外国企業が中国の銀行から融資を受けることができるという優遇政策もある。また、外国の研究開発施設は無関税で設備を輸入することができ、研究への再投資を行うならば収入は非課税となる。インビトロジェン社が買収を行ったのは、中国の研究施設の利用というよりは中国市場への参入を目的としたものであるが、試薬の分野以外のバイオ企業はこの新たな研究開発優遇措置の恩恵にあずかるものとみられる。上海睿星遺伝子技術社（Shanghai Genomics）執行副社長のJun Wuは、「私の知る限りで

も、米国の主要なバイオ企業には研究委託から合併設立に至るまで中国にビジネスパートナーを求めているところが多数あります」と話す。たとえば、タノックス社やジェンザイム社、ジェネンテック社などの米国企業が中国でパートナーを探しており、ハイブリジェニクス社やモロゲン社などヨーロッパの競合企業はすでに大規模な共同研究開発が合意に至っている（上記コラム参照）。Wuはさらに、「（外国企業が）中国に来るのは、新興の巨大市場が目当てであるばかりでなく、国内に現れはじめた革新的な施設のためでもある」とも語っている。

とはいえ、中国企業の研究開発施設を得るために外国企業が買収を図るという状況にはまだ至っていない。外国企業が前向きにならないの

は、中国の知的財産権保護に関して懸念があるとともに、中国国内でのビジネスチャンスを認識していないためである。しかしそもそも、復旦大学国際金融学科（上海）教授のLuyang Zhangによれば、中国の金融システムはまだ十分に強固ではなく、外国企業はおろか国内企業によるバイオ新薬の研究開発さえ支援しきれないのが実情で、外国企業が消極的であることの原因となっている。 ■